

## 利用料金表 『要介護』

※料金は、1割負担の方は、1. 基本単位数は1か月の合計単位数に10. 21円を乗じた金額が自己負担額です  
2. 加算単位数はそれぞれの単位数に10. 21円を乗じた金額が自己負担額です  
※2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍が自己負担額となります

### 1. 基本単位数(1回につき)

	訪問看護 I 1 20分未満	訪問看護 I 2 30分未満	訪問看護 I 3 30分以上 1時間未満	訪問看護 I 4 1時間以上 1時間30分未満
看護師の場合	314単位	471単位	823単位	1,128単位
准看護師の場合	283単位	424単位	741単位	1,015単位
サービス提供体制強化加算	3単位	3単位	3単位	3単位

※20分未満の算定要件…週に1回以上20分以上の訪問看護を実施していること  
連絡に応じて訪問看護を24時間行える体制であること

※サービス提供体制強化加算…区分支給限度基準額の算定対象外

	訪問看護 I 5 20分(1回)	訪問看護 I 5 40分(2回)	訪問看護 I 5・2超 60分(3回)	訪問看護 I 5・2超 80分(4回)
理学療法士等の場合	294単位	588単位	795単位	1,060単位
サービス提供体制強化加算	3単位	6単位	9単位	12単位

※理学療法士等による訪問看護については、1週間に6回を限度に算定

※サービス提供体制強化加算…区分支給限度基準額の算定対象外

### 2. 加算単位数

加算項目	加算の要件	単位数
①夜間・早朝加算	夜間(午後6時～午後10時)又は早朝(午前6時～午前8時)にサービス提供した場合	基本料金の25% (1回につき)
②深夜加算	深夜(午後10時～午前6時)にサービス提供した場合	基本料金の50% (1回につき)
③緊急時訪問看護加算 I	利用者・家族の同意を得て、利用者及び家族からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じ緊急時訪問を行う場合	600単位/月
④特別管理加算	特別な管理を必要とする状態にある利用者に対し、計画的な管理を行った場合	500単位/月 250単位/月
⑤複数名訪問看護加算	利用者・家族の同意を得て、利用者の身体的理由により1人の看護師等による看護が困難と認められる場合又は暴力行為・器物破損等が認められる場合等	看護師等2名 30分未満254単位 30分以上402単位 看護師と看護補助者の2名 30分未満201単位 30分以上317単位 (1回につき)
⑥長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者に対して1時間30分を超える訪問看護を行った場合(訪問看護 I 4が位置づけられている場合のみ)	300単位 (1回につき)
⑦専門管理加算	専門性の高い研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	250単位/月
⑧初回加算 I	I:新規に訪問看護計画書を作成し、病院等から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合	I:350単位
初回加算 II	II:上記 I 以外で新規に訪問看護計画書を作成した場合又は過去2か月間に当事業所の訪問看護の提供を受けておらず新たに訪問看護計画書を作成した場合	II:300単位
⑨退院時共同指導加算	入院中又は介護老人保健施設に入所中の利用者が退院・退所するに当たり、医療機関・施設の職員と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合	600単位/月 (1回又は2回)
⑩口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価の結果を情報提供した場合	50単位/月
⑪ターミナルケア加算	主治医との連携の下に利用者・家族への説明を行い同意を得て、利用者が亡くなる前14日以内に2日(状態により1日)以上ターミナルケアを行った場合	2,500単位 (当該月につき)

※③…月2回目以降の緊急時訪問については、①又は②の加算あり

④…厚生労働大臣が定める区分に応じて加算

⑧…退院時共同指導加算を算定する場合は、当該加算の算定なし

⑨…初回加算 I 又は II を算定する場合は、当該加算の算定なし

③④⑪…区分支給限度基準額の算定対象外

### 3. その他の費用(税込)

通常の事業の実施地域を越えた交通費	通常の事業の実施地域を越えた地点から 片道1kmごとに 50円
死後の処置料	11,000円

## 利用料金表 『 介護予防(要支援) 』

※料金は、1割負担の方は、1. 基本単位数は1か月の合計単位数に10. 21円を乗じた金額が自己負担額です  
 2. 加算単位数はそれぞれの単位数に10. 21円を乗じた金額が自己負担額です  
 ※2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍が自己負担額となります

### 1. 基本単位数(1回につき)

	訪問看護 I 1 20分未満	訪問看護 I 2 30分未満	訪問看護 I 3 30分以上 1時間未満	訪問看護 I 4 1時間以上 1時間30分未満
看護師の場合	303単位	451単位	794単位	1,090単位
准看護師の場合	273単位	406単位	715単位	981単位
サービス提供体制強化加算	3単位	3単位	3単位	3単位

※20分未満の算定要件…週に1回以上20分以上の訪問看護を実施していること  
 連絡に応じて訪問看護を24時間行える体制であること

※サービス提供体制強化加算…区分支給限度基準額の算定対象外

	訪問看護 I 5 20分(1回)	訪問看護 I 5 40分(2回)
理学療法士等の場合	284単位	568単位
サービス提供体制強化加算	3単位	6単位

※理学療法士等による訪問看護については、1週間に6回を限度に算定

※サービス提供体制強化加算…区分支給限度基準額の算定対象外

※利用開始日の属する月から12月超えの利用者に訪問を行った場合は1回につき5単位減算

### 2. 加算単位数

加算項目	加算の要件	単位数
①夜間・早朝加算	夜間(午後6時～午後10時)又は早朝(午前6時～午前8時)にサービス提供した場合	基本料金の25% (1回につき)
②深夜加算	深夜(午後10時～午前6時)にサービス提供した場合	基本料金の50% (1回につき)
③緊急時訪問看護加算 I	利用者・家族の同意を得て、利用者及び家族からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じ緊急時訪問を行う場合	600単位/月
④特別管理加算	特別な管理を必要とする状態にある利用者に対し、計画的な管理を行った場合	500単位/月 250単位/月
⑤複数名訪問看護加算	利用者・家族の同意を得て、利用者の身体的理由により1人の看護師等による看護が困難と認められる場合 又は暴力行為・器物破損等が認められる場合等	看護師等2名 30分未満254単位 30分以上402単位 看護師と看護補助者の2名 30分未満201単位 30分以上317単位 (1回につき)
⑥長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者に対して1時間30分を超える訪問看護を行った場合(訪問看護 I 4が位置づけられている場合のみ)	300単位 (1回につき)
⑦専門管理加算	専門性の高い研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	250単位/月
⑧初回加算 I	I:新規に訪問看護計画書を作成し、病院等から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合	I:350単位
初回加算 II	II:上記 I 以外で新規に訪問看護計画書を作成した場合 又は過去2か月間に当事業所の訪問看護の提供を受けておらず新たに訪問看護計画書を作成した場合	II:300単位
⑨退院時共同指導加算	入院中又は介護老人保健施設に入所中の利用者が退院・退所するに当たり、医療機関・施設の職員と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合	600単位/月 (1回又は2回)
⑩口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価の結果を情報提供した場合	50単位/月

※③…月2回目以降の緊急時訪問については、①又は②の加算あり

④…厚生労働大臣が定める区分に応じて加算

⑧…退院時共同指導加算を算定する場合は、当該加算の算定なし

⑨…初回加算 I 又は II を算定する場合は、当該加算の算定なし

③④…区分支給限度基準額の算定対象外

### 3. その他の費用(税込)

通常の事業の実施地域を越えた交通費	通常の事業の実施地域を越えた地点から 片道1kmごとに 50円
死後の処置料	11,000円